

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成27年4月20日 定例庁議
開 催 日 時	平成27年4月20日（月） 午前9時13分から 午前9時45分まで
開 催 場 所	市長公室
出 席 者	富岡市長、田中副市長、三好教育長、神田市長公室長、重岡危機管理監、上野総務部長、内田市民環境部長、三田福祉部長、藪塚健康づくり部長、澤田都市建設部長、田中会計管理者、佐藤水道部長、木村議会事務局長、嶋学校教育部長、島村生涯学習部長、内田監査委員事務局長 （担当課1） 宇野学校給食課長、矢澤同課長補佐、佐藤同課専門員兼管理係長 （担当課2） 佐藤政策企画課長 （担当課3） 宮村市長公室次長兼市政情報課長 （担当課4） 村山総務部参事兼財産管理課長 （担当課5） 紺清総合窓口課長 （事務局） 佐藤政策企画課長、関口同課主幹兼課長補佐、同課政策企画係芦原主任
会 議 内 容	1 学校給食調理・洗浄業務の民間委託化検討結果報告書について 2 朝霞市における「社会保障・税番号制度」への取組方針について
会 議 資 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食調理・洗浄業務の民間委託化検討結果報告書（案）</li> <li>・学校給食業務の運営の合理化について</li> <li>・朝霞市における「社会保障・税番号制度」への取組方針</li> <li>・マイナンバー社会保障・税番号制度概要資料</li> <li>・特定個人情報保護評価計画管理書</li> <li>・平成27年3月17日（火）東京新聞記事</li> </ul>

<p>会 議 録 の 作 成 方 針</p>	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限      年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした 場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後    か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
<p>そ の 他 の 必 要 事 項</p>		

【市長あいさつ】

【議題】

1 学校給食調理・洗浄業務の民間委託化検討結果報告書について

【説明】

（担当課 1：宇野）

- ・別添資料は、昭和60年に文部省が発出した文書であるが、行政改革の流れの中で、地域の実情に応じた適切な方法により運営の合理化を推進するよう各都道府県の教育委員会宛てに通知したものである。
- ・学校給食業務については学校教育活動の一環として実施されていることにかんがみ、合理化の実施については、学校給食の質の低下を招くことのないよう十分に配慮すること、合理化の手法としては、パートタイム職員の活用や民間委託等の方法を示しており、人件費等の経常経費の適正化を図る必要があるとされている。
- ・今回の委託化検討については、この通知をもとに本市の学校給食現場の現状を踏まえながら行ったものである。なお、本市の定員適正化方針においても、アウトソーシングの効果的な活用を掲げている。
- ・現在、本市の学校給食業務は正規調理員と一般職非常勤職員の現状の人数を記載しているが、市の直営方式で行っている。また、給食調理員については、正規職員25名、一般職非常勤職員99名での体制を実施している。
- ・正規給食調理員については、平成14年10月1日を最後に退職後補充がされていない現状の中、一般職非常勤職員を採用し、学校給食の根幹である安心・安全の提供に努めているものの、順次定年退職を迎え、学校給食の適切かつ円滑な運営に支障が出るのが想定されたため、平成27年7月に教育委員会内に検討委員会を設置し、今後の学校給食のあり方について検討を行ったものである。
- ・民間委託化のメリット、デメリットとしては、委託化した場合と直営との比較、先進市の委託化状況を記載しているが、平成25年度現在、埼玉県内35市町において、民間委託化を実施済みである。
- ・今後委託化を進める上での様々な検討事項として、民間委託化以外での検討から12項目を抽出し、様々な角度から検討を行い、学校給食の意義や質を低下させずに効率的な運営を図るための方策として、学校給食業務の一部委託化について結論付けたものである。
- ・検討結果については、経費削減のメリットなど、今後効果的な運用が図れることから推進していく。委託化する業務は、給食調理、洗浄等の一部とし、献立の作成や食材料の選定購入・発注は今までどおり市で行なうこととし、自校給食室から、平成28年度に5小、平成29年度に4小の委託化を実施する委託業者の選定は、選考方式も

しくはプロポーザル方式とし、契約日数は3年程度の複数年契約とするなど、7項目について結論付けを行ったものである。

- ・本報告書は、教育委員会定例会、学校給食運営審議会へ報告を行っている。教育委員会としては、委託化という予算執行に係るものであり、公有財産の効率的な運用や、定員適正化にも資するものであることから、政策調整会議に諮り、庁議を経て決定事項とするものである。

[4月13日の政策調整会議の要旨について]

- ・市議会への周知について質問があり、政策調整会議、庁議を経て修正が必要となった場合、教育委員会、給食運営審議会へ修正後の報告書を提出する。その後、市議会へ報告書を配布するとの回答があった。
- ・先進市の委託状況について、所沢市、飯能市への視察内容や結果の記述について質問があり、追記することとした。
- ・他市は市の全体的な計画等に基づいて委託化を進めているが、本市では平成25年に策定した定員適正化方針においてはアウトソーシングや委託、再任用について触れているので、これを踏まえた検討結果であることを記述してはどうかとの意見があったが、どの計画に依拠するにしても、各課に内在している問題にどう対処し行政サービスを継続していくか考えるべきであり、市の意志として固める必要があるとして報告をまとめた。
- ・民間委託化のメリットについて、記述されているコスト軽減の結果からすると、直営の方がよいとの判断もあり得る。メリット、デメリットについて再度精査が必要ではないかとの意見に対し、委託の内容が調理、洗浄の一部であり、食材の購入などを含めた全体的な委託でない限り、人件費以外でのメリットが出にくいとのことであった。
- ・検討結果について、委託業者の選定についてはプロポーザル方式が望ましいとあるが、近隣で実績のある業者は複数あるのかとの問いに対し、他市での実績のある業者は複数あるとのことであった。評価項目について、評価の差がきちんと出るように検討していくとのことであった。
- ・自校給食室より先に学校給食センターから定年退職者が出るが、自校給食室から委託化を行う意図について質問があった。これについては、自校給食室の方が小規模であるため、影響が少ないと考えてのことであり、自校給食室の職員5人を学校給食センターに異動し、学校給食センターは直営のままとするとのことであった。
- ・報告書の「(案)」は、どの段階で外れるのか、また、策定年月が「平成27年2月」と表記されているが、修正が必要ではないかとの意見があり、庁議を経て「(案)」を外し、策定年月については、庁議開催の「平成27年4月」と改めることとした。

**【意見等】**

(田中副市長)

- ・委託化と直営との概算額試算について、積算根拠は。

(担当課1：宇野)

- ・実績のある業者より、現在運営している調理員数、食数を示したうえで見積りを徴収したものである。

(担当課 1 : 矢澤)

- ・また、数社から見積り内容を比較精査したうえでのものである。

(田中副市長)

- ・一般職非常勤職員と委託会社の雇用した者との、待遇面で差が出ないような保障が必要ではないか。

(担当課 1 : 宇野)

- ・単価について県の最低賃金を下回らないこととするのはもちろん、現在一般職非常勤職員として勤務している者が継続勤務できるなど、処遇面についても検討項目に加えていきたい。

### 【結果】

- ・原案のとおり決定する。

## 2 朝霞市における「社会保障・税番号制度」への取組方針について

### 【説明】

(担当課 2 : 佐藤)

- ・内閣官房が公表している概要資料から説明する。マイナンバーの導入趣旨については、番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤、インフラである、としている。
- ・制度のメリットとしては、窓口における添付書類の提出が簡素化され、市民の利便性が向上されるとともに、情報連携により番号利用によって行政の効率化が図れることが期待されている。
- ・個人番号は住民票コードを元に生成され、12桁の番号が付番される。法人等に対しても13桁の番号が付番される。
- ・平成28年1月から交付される予定の個人番号カードの説明である。個人番号カードの券面には、①氏名②住所③生年月日④性別⑤個人番号が記載され、本人の写真も表示され、身分証明としての活用にも使用できることとなる。
- ・平成27年10月から住民票の住所地に右に記載している通知カードが郵送され、その通知カードの申請により、平成28年1月から個人番号カードが交付されることになる。
- ・マイナンバーの利用範囲が示されており、社会保障分野では、年金、労働、福祉医療その他分野の事務に利用できるとされており、税分野、災害対策分野においても記載の事務等に利用されることになる。記載している事務以外で、社会保障、税、災

害対策に関する事務で、市が独自に活用する場合は、独自に条例を制定することで利用できることとされている。

- ・朝霞市の取組方針について、基本方針として、行政運営の効率化及び市民負担の軽減を目的として、マイナンバーを積極的に活用していく旨を記載した。
- ・組織体制であるが、政策企画課では、制度導入に向けた事務の総括、関連する条例等の制定などを所管し、市政情報課では個人情報保護に関係する事務、財産管理課ではシステムやセキュリティ対策等にかかる事務、総合窓口課では個人番号カードの交付に係る事務を所管する。その他関連する部署では、マイナンバー利用の対応を進めていく。
- ・本市に関係する事務の部署別の一欄は、現時点で、13課室34事務を対象としている。表中の網掛けの「ひとり親家庭等医療費給付に関する事務」のみ、マイナンバー法に規定のない事務のため、市が独自に利用する事務として挙げている。
- ・関係例規の整備について、平成27年9月議会に個人番号を利用する事務を定める新規条例を提出する予定である。
- ・今後の検討項目であるが、マイナンバーの独自利用と、個人番号カードのICチップの空き領域については、電算システムの改修費用とその効果、また、他市の状況を見ながら検討していくこととし、当面は基本的な路線でスタートしたいと考えている。

[4月13日の政策調整会議の要旨について]

- ・特定個人情報保護評価の「重点項目評価」と「全項目評価」、パブリックコメントの実施との関係について質問があり、現在、本市には「基礎項目評価書」に該当する事務と「重点項目評価書」に該当する事務のみであり、「全項目評価書」に該当する事務はない。今後、重篤な情報漏えいがあった場合、「重点項目評価書」に該当する2事務について全項目評価を実施しなければならなくなる。その場合、パブリックコメントの実施、第三者機関の点検が定められているとのことであった。「重点項目評価書」に該当する事務については、これらの実施は任意となっており、本市では実施はしないこととしている。県内ほぼ全ての市において、実施はしないとのことである。  
なお、第三者機関の点検方法としては、個人情報保護審議会への諮問が望ましいとされており、本市では当該審議会への了承を得たところであり、これに関する条例改正案を9月に上程するとのことである。
- ・現在でも住基カードの利用者が少ない状況であるが、マイナンバーカードの発行で益々減ってしまう懸念があり、今後の住基カードの使い道についての質問があった。マイナンバーカードと住基カードは重複して持つことはできず、マイナンバーカードを発行すると、新たに住基カードは発行できない。また、住基カードがすでに発行されている場合は回収されるとのことであった。
- ・関係事務一覧以外に、後ほど該当する事務が出てきた場合の対応としては、関係事務一覧の事務については、今後、条例改正をしながら事務を追加していくとのことであった。
- ・企業に対しての周知についての質問に対し、すでに国で周知を行っているところだが、

加えて、市においても広報やホームページで企業向けの周知を行うとのことである。

- ・対応方針の位置付けについて、各部長へ説明のうえで市の方針として決定していく庁内向けの資料であり、市民へ公表するものではないとのことであった。
- ・基本方針で「社会保障、税又は防災に関する事務のうち」と事務を限定した理由としては、社会保障、税又は防災に関する事務にしか利用できない旨が、法に明記されているとのことである。今後拡大される可能性もあり、法改正の流れに注目する必要があるが、現在についてはこの3分野に限定されているとのことであった。
- ・県の委託で行っている事務の扱いについて質問があり、委託元で保護評価を実施することとされているが、現在は県からの情報がない状況で、本市の条例に乗せるかどうかは、今後判断していくとのことであった。

**【質疑等】**

なし

**【結果】**

- ・原案のとおり決定する。

**【閉会】**